

郵便投票できる選挙人

障害の区分	傷害等の程度	
身体障害者	両下肢、体幹、移動機能	1 級または 2 級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1 級または 3 級
	免疫、肝臓	1 級から 3 級
戦傷病者	両下肢、体幹	特別項症から第 2 項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症から第 3 項症
介護保険被保険者	要介護状態区分	要介護 5